【意見1】

消費者、事業者、経済団体と行政が協力して、人と社会と環境に配慮したエシカル消費 または SDGs の考え方に基づいた、消費生活ができる米子のまちづくりに取組まれてはど うか。ウイズ・コロナまたはアフター・コロナ下において、そのことは消費者、事業者及 び行政にとってますます重要となってくるものと思われる。

例えば、特商法の改正によるネガティブオプション規制の強化をはじめ重要な法改正などについて、消費者へのきめ細やかな情報提供がますます必要となっている。しかし、COVID-19 のせいで、そのための消費者教育・講座の場が設けられなくなっている。COVID-19 感染対策を工夫したうえで、これまでにない消費者への情報提供のやり方が必要なっていると思う。そこで例えば、事業者や商工会議所などに協力して、人の出入りの多い商業施設などに設置されている広告モニターを活用し、消費者にとって重要な情報の提供を米子市と協働で行うなどの取組みが考えられるのではなか。広告モニターは市庁舎内にもあると思われるが、消費者への情報提供の輪を広げていく取組みをされてはどうか。また、情報提供の内容については、消費生活相談室だけで考えるのではなく、消費者の方にも考えてもらうことにしてはどうか。例えば、来年の4月1日から成年年齢が18歳へ引き下げられるが、その情報提供の内容について高校の生徒や先生のみなさんに考えてもらい、それを各商業施設などに設置されている広告モニターを活用して情報提供を行うなど、消費者参加型で、しかも事業者と行政との協働の取組みとしてできるのではなか。

近年、SDGsとエシカル消費のことが持て囃されているが、そのこととの関係でも、ウイズ・コロナまたはアフター・コロナ下における、消費者参加型で、しかも事業者と行政との協働の取組みとして、アイディアを出し合い、実行していくことが大切だと思う。

【意見2】

主体性のある消費者の育成はコロナ禍において益々重要性を増しており、限られた状況の中でも情報提供等各種取り組みを継続的に行うことは、非常に有意義なことと考えます。

【ご意見に対する事務局からの回答等】

エシカル消費や SDG s の普及啓発は今後の消費者行政にとって切り離せないものと認識しており、これまで以上に推進していく考えです。また、今回頂戴いたご意見につきましては、予算の制約、ご協力いただく事業者様の意向等もございますが、令和4年度事業計画策定にあたって参考にさせて頂きますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、本市消費生活行政にご協力を賜りますようお願いいたします。